

厚生労働省発食安0611第1号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

2,4-D



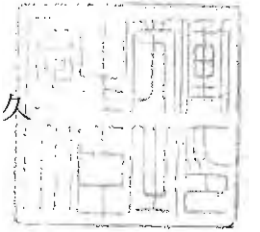
厚生労働省発食安0611第2号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

アゾキシストロビン



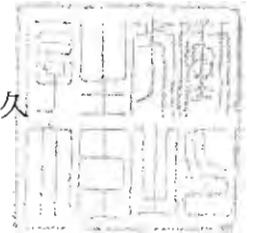
厚生労働省発食安0611第3号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

グルホシネート



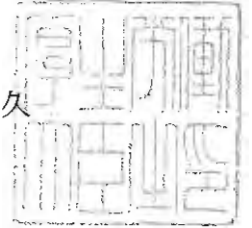
厚生労働省発食安0611第4号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

クロルフェナピル





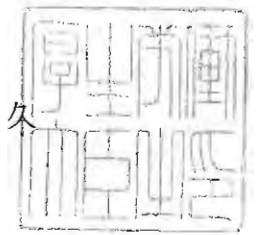
厚生労働省発食安0611第5号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

シアゾファミド



厚生労働省発食安0611第6号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ビフェントリン



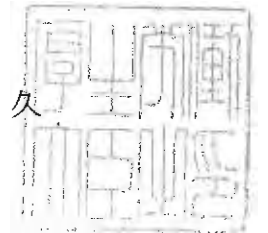
厚生労働省発食安0611第7号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ピフルブミド





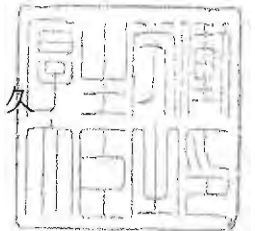
厚生労働省発食安0611第8号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

フェンピロキシメート



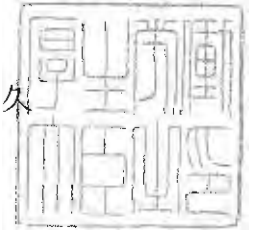
厚生労働省発食安0611第9号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

プロチオコナゾール



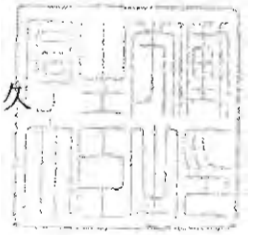
厚生労働省発食安0611第10号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

マンジプロパミド



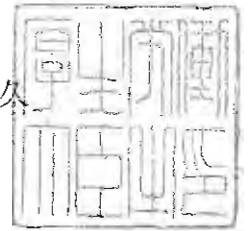
厚生労働省発食安0611第11号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ミルベメクチン



厚生労働省発食安0611第12号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

メタアルデヒド



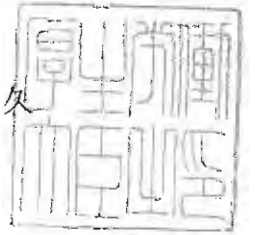
厚生労働省発食安0611第13号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ルフェヌロン



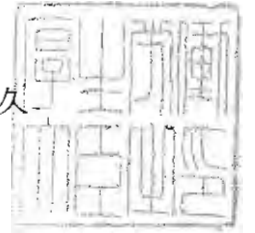
厚生労働省発食安0611第14号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

エトフェンプロックス



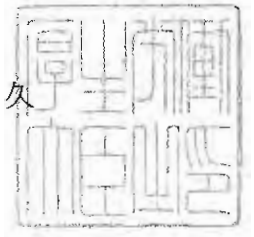
厚生労働省発食安0611第15号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート



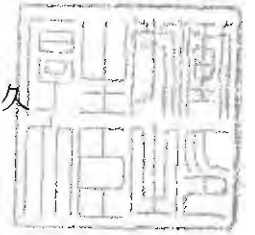
厚生労働省発食安0611第16号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

アラニカルブ



厚生労働省発食安0611第17号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

イマザキン



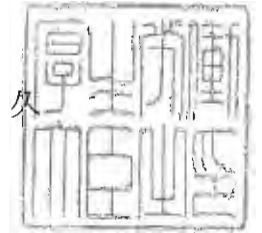
厚生労働省発食安0611第18号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

クロルプロファム



厚生労働省発食安0611第19号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

クロルメコート



厚生労働省発食安0611第20号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ジウロン



厚生労働省発食安0611第21号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

シプロコナゾール



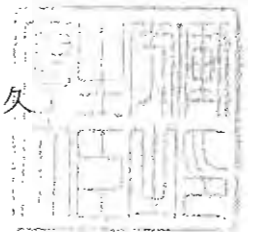
厚生労働省発食安0611第22号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ジベレリン



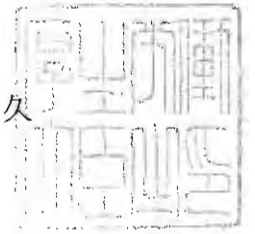
厚生労働省発食安0611第23号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ジメトエート





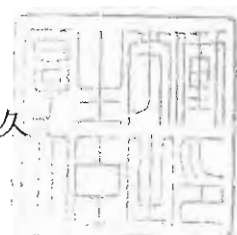
厚生労働省発食安0611第24号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

パラコート



厚生労働省発食安0611第25号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

フルキンコナゾール



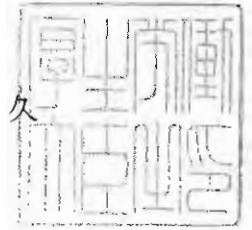
厚生労働省発食安0611第26号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

プロクロラズ



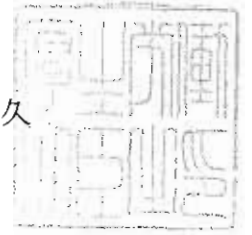
厚生労働省発食安0611第27号

平成25年6月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

プロチオホス





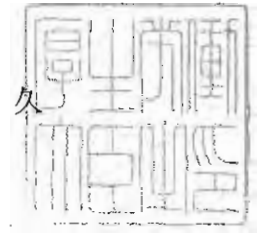
厚生労働省発食安0611第28号

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

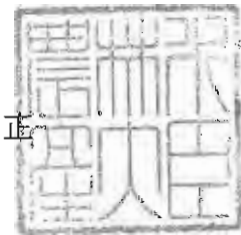
ブロマシル



25消安第1098号
平成25年6月6日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の残留基準を設定すること

1. γ -BHC
2. アルドリン及びディルドリン
3. クロルプロファム
4. ジメトエート
5. パラコート
6. メチダチオン



厚生労働省発食安0612第3号
平成25年6月12日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ



厚生労働省発食安 0612 第4号
平成 25 年 6 月 12 日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品及び添加物の安全性審査を行うこと。

- ① チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 281 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 3006 系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種
- ② TRP-No.1 株を利用して生産された L・トリプトファン



食品健康影響評価の審議状況

(平成25年6月14日現在)

区分	要請件数	うち 25年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 25年度分	意見 募集中	審議中
添加物	135	1	0	135	124	3	3	8
農薬	840		0	840	540	9	2	298
うちポジティブリスト関係	421		0	421	199	5	2	220
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準	42		0	42	6		0	36
動物用医薬品	363		0	363	307	10	2	54
うちポジティブリスト関係	104		0	104	57		1	46
化学物質・汚染物質	57	1	3	60	54	2	0	6
うち清涼飲料水	48	1	0	48	45	2	0	3
器具・容器包装	16		0	16	7		0	9
微生物・ウイルス	7		2	9	8	1	0	1
プリオン	19	2	2	21	28	1	0	2
かび毒・自然毒等	6		2	8	6		2	1
遺伝子組換え食品等	180	7	0	180	159	5	3	18
新開発食品	75		1	76	71		0	7
肥料・飼料等	153		0	153	85	13	5	63
うちポジティブリスト関係	94		0	94	45	11	3	46
肥飼料・微生物合同	1		0	1	1		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	1,856	11	11	1,867	1,393	44	17	469

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付けで3カ国分、平成24年5月24日付けで2カ国分が終了)。
5 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成25年6月14日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質3物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/10/29	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同 10%注射液)㊟㊿、オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)㊟㊿、アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊟、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊟㊿
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊟㊿
17/4/11	厚	動物用医薬品 オルビフロキサシン㊿
17/4/11	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤㊿、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)㊟㊿
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊟㊿、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(K P ドアイー 5 G) 及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(K P ラックー 5 G) ㊟㊿、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシン S (静注用)) ㊟㊿
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊿は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム ^㉔ 、スルファメトキサゾール ^㉔ 、トリメプリーム ^㉔ 、セファピリンベンザチン ^㉔ 、セファピリンナトリウム ^㉔
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散) ^㉔ ^㉔
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット)☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆ ^㉔ 、オルビフロキサシン☆ ^㉔ 、スルファメトキサゾール☆ ^㉔ 、セファピリン☆ ^㉔ 、トリメプリーム☆ ^㉔
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆ ^㉔
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆ ^㉔
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール) ^㉔ ^㉔
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆ ^㉔
19/3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆ ^㉔ 、スルファジメトキシ☆ ^㉔ 、スルファモノメトキシ☆ ^㉔

3

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。Ⓐは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆圃、ベダプロフェン☆ 2
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆ 3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆ 1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム 2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆> 3
19/8/21	厚	農薬 ブプロフェジン<一部☆> 2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆圃 1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆> 2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆> 2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ 3
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)◎圃
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド 1
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆ 7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆ 4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎
20/6/2	厚・農	動薬 トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)㊦㊧、トピシリン㊦㊧ 2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆ 1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆ 3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※ 1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン 1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛 2
21/2/3	厚	農薬及び動薬 ホキシム☆ 2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆ 8
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料) 2
21/3/10	厚	動薬 ナナフロシン☆㊧、ピランテル☆ 2
21/3/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆㊧ 1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、食品中のヒ素◎ 2
21/3/24	厚	農薬 メコナゾール、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆ 3
21/3/24	厚	農薬及び動薬 ジクロルボス及びナレド☆ 2

Ⓔは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓖは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆>	2
21/11/20	農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)、ピルビン酸メチル	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	5
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ㊦	
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆㊦ ㊦、チアムリン☆㊦	2
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆㊦、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆㊦、カルシフェロール☆㊦、β-カロテン☆㊦、クエン酸☆㊦、コバラミン☆㊦、コリン☆<農薬用途もあり>㊦、酒石酸☆㊦、トウガラシ色素☆㊦、トコフェロール☆㊦、乳酸☆<農薬用途もあり>㊦、マリーゴールド色素☆㊦、メナジオン☆㊦、レチノール☆㊦	13
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆	2
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 フルメキン☆㊦	1
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆㊦	2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆、ヘプタクロル☆	2
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	4
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール〈一部☆〉、ハロキシホップ☆、メビンホス☆	4
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナッ プ☆、メパニピリウム☆	6
22/9/27	厚	農薬 キノクラミン〈一部☆〉、ジクロベニル〈一部☆〉、トリフルミゾール〈一部☆〉、 DCIP☆、エトキシスルフロン☆、酸化フェンブタズ☆	9
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェニトロチオン、フェノブカルブ	4
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド〈一部☆〉■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン ☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ピリミジフェン☆、ビンクロゾリン ☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	13
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬 キザロホップエチル☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動薬 フルバリネート〈一部☆〉■、クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロ ン☆	8
22/12/10	厚・農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆〈一部〈飼〉〉、メトプレン☆〈一部〈飼〉〉	6
22/12/14	厚	かび毒 アフラトキシンM ₁	1
22/12/14	農	かび毒 アフラトキシンB ₁ (飼料中)	1
23/1/17	農	農薬 アセフェート☆、グルホシネート☆、フェンチオン☆	3
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル〈一部☆〉■、テブフェンピラド〈一部☆〉■、プロシミドン〈一部 ☆〉■、ホサロン〈一部☆〉■、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	6
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆Ⓜ、ゲンタマイシン☆Ⓜ、スピラマイシン☆Ⓜ、セフロキシム ☆Ⓜ	4
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン〈一部☆〉、ベンフラカルブ〈一部☆〉■、エンドスルファン ☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆	2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル〈飼〉〈一部☆〉	2
23/2/22	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワ T304-40 系統(食品・飼料)■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。Ⓜは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/3/25	厚	農薬 プロピザミド■、キノメチオナート■〈一部☆〉、エタメスルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆、マラチオン☆	8
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール、カルミン	2
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	3
23/6/10	厚	農薬 プロピコナゾール■、イソキサチオン〈一部☆〉、イソウロン☆、フェナリモル☆	5
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(食品・飼料)■	2
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 イソキサベン■、チアクロプリド■、アクリナトリン〈一部☆〉■、エポキシコナゾール〈一部☆〉■、セトキシジム〈一部☆〉、アシベンゾラルーS-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	17
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆、アルジカルブ☆	2
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/11/18	厚	農薬 フルミオキサジン■、トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセトメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	6
23/12/20	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し※	2
24/1/16	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネスに係る規格基準を設定すること	1
24/1/23	厚	農薬 フルオルイミド<一部☆>■	2
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン<一部☆>■、シハロトリン☆	3
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆、アラクロール☆	8
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>※■	3
24/1/31	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(食品)■	1
24/1/31	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)■	1
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェントロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジクラズリル☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、メトロニダゾール☆、ロニダゾール☆	9
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェントロチオン☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/4/2	厚	添加物 ひまわりレシチン■	1
24/4/10	農	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(飼料)■	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、モリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	4
24/5/21	農	農薬 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	2
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	対象外物質 アザジラクチン☆	1
24/7/18	厚	農薬 フェノキサスルホン■、クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート<一部☆>■、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	10
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆肥、センデュラマイシン☆肥、バシトラシン☆肥	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆肥	1
24/7/18	厚	農薬及び動物用医薬品 フェンバレレート☆	2
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆、フェンバレレート<一部☆>	3
24/7/31	農	遺伝子組換え食品等 LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン■	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	農	動物用医薬品 モキシデクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(サイデクチンポアオン)■	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、カスガマイシン☆、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	6
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/8/21	厚	動物用医薬品 モキシデクチン☆、カルバドックス☆ 肥 、サラフロキサシン☆ 肥 、ネオマイシン☆ 肥	4
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆ 肥	1
24/9/12	厚	農薬及び飼料添加物 エトキシキン☆	2
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
24/9/24	消	特定保健用食品 素肌ウォーター※■	1
24/9/27	厚	添加物 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
24/9/27	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
24/11/7	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(食品) ■、 <i>Bacillus subtilis</i> DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ■	2
24/11/7	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(飼料) ■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/12/12	厚	添加物 グルタミルバリルグリシン■	1
24/12/12	厚	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢ー粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン、フルニキシメグルミン	2
24/12/12	農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢ー粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフウイン6)■、フルニキシメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)■	2
25/1/24	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1 株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆、ヘプタクロル☆	6
25/1/30	農	動物用医薬品 イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”マリナー4)■、エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)■	2
25/1/30	厚	農薬 シアントラニリプロール■、メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル<一部☆>■、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	8
25/1/30	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール	2
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆、イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン	4
25/2/19	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用※	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾ ンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホス メチル☆、フルントリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミトロン ☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン☆	2
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆、ラサロシド☆	2
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/3/18	農	特定農薬 電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎	3
25/3/18	環	特定農薬 電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

＃印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
25/4/2	厚	プリオン アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※ 1
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について 1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産された α -アミラーゼ■ 4
25/4/12	厚	プリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※ 1
25/5/15	厚	遺伝子組換え食品等 LEU-No.3 株を利用して生産された L-ロイシン■ 1
25/5/15	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ 68416 系統■ 2
25/6/3	厚	水道により供給される水の水質基準の設定 亜硝酸態窒素 1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。 ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。 ◎印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価である。 ■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。 肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。 耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム＜一部☆＞★	2
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★	1
25/2/5～3/6	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統■(食品)★	1
25/4/9～5/8	肥料・飼料等 チアムリン☆★	1
25/4/23～5/22	かび毒・自然毒 乳中のアフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1★	2
25/5/14～6/12	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ 304-40 系統■(食品)★	1
25/5/14～6/12	対象外物質 コリン☆■★	1
25/5/14～6/12	薬剤耐性菌 サリノマイシンナトリウム※★、ナラシン※★	2
25/5/21～6/19	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統	1
25/5/21～6/19	動物用医薬品 フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペー スト)	1
25/5/28～6/26	添加物 アドバンテーム■、ポリビニルピロリドン	2
25/5/28～6/26	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆■	1
25/5/28～6/26	アプラマイシン☆■	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/4/1	厚	農薬 ファモキサドン<一部☆>■、フルキサピロキサド■	3
25/4/1	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクト S95-1B)■、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルウィン-6)■、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2)■	4
25/4/1	厚	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン、馬鼻肺炎生ワクチン、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン	3
25/4/1	厚	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統(食品) ■、遺伝子組換え食品等 ARG-No.3株を利用して生産されたL-アルギニン■	2
25/4/1	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統■	1
25/4/15	厚	添加物 酢酸カルシウム、酸化カルシウム	2
25/4/15	厚	清涼飲料水関連物質 ジクロロ酢酸、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2
25/4/22	厚	農薬 ペンチオピラド■、オキシ銅<一部☆>■、フルメツラム☆、ペンフルフェン■	5
25/4/22	厚	対象外物質 イノシール☆■、コバラミン☆■、チアミン☆■、ナイアシン☆■、パントテン酸☆■、ビオチン☆■、ピリドキシン☆■、葉酸☆■、リボフラビン☆■	9
25/4/22	農	薬剤耐性菌 家畜等に使用するセンデュラマイシンナトリウム及びラサロシドナトリウムによる薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価	2
25/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/5/13	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆■	1
25/5/13	厚・農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフウィン6)■	1
25/5/13	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価	1
25/5/20	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネス	1
25/5/27	厚	添加物 イソプロパノール	1
25/5/27	厚	肥料・飼料等 ジョサマイシン☆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。＃印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/6/5	厚	農薬 メビンホス☆	1
25/6/5	厚	動物用医薬品 モキシデクチン	1
25/6/5	農	動物用医薬品 モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(サイデクチンポアオン)の再審査	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針